第百四十二条　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　都道府県知事又は指定都市の長は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であって、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

3～6　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七、様式第二十二及び様式第二十八から様式第三十一まで中「都道府県知事」を削る。

様式第三十二中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第三十三から様式第三十八まで中「都道府県知事」を削る。

様式第三十九中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十、様式第四十一及び様式第四十四中「都道府県知事」を削る。

様式第四十五中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

様式第四十六から様式第四十八まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「都道府県知事」を削る。

様式第六十一中「抜すい」を「抜粋」に、「都道府県知事は、この」を「都道府県知事又は指定都市の長は、この」に改める。

様式第六十四から様式第六十八まで中「都道府県知事」を「都道府県知事又は指定都市の長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項についてその届出がされていないもので、施行日以後この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第五条の二第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなす。

第百四十二条　都道府県知事は、令第十三条第八項の規定により法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものを除く。次項において同じ。）の報告を行うときは、当該事務を行った年度の一年度分の立入検査、質問又は収去の結果を取りまとめて、翌年度の六月末日までに様式第六十七の立入検査等実施年報を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　都道府県知事は、法第八十三条第一項又は第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行った場合であって、法令に違反する事実その他災害の発生につながるおそれのある重大な事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに様式第六十八の立入検査等実施報告書を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一～三　［略］

3～6　［略］